

SusHi Tech Tokyo 2025 契約管理委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、東京都と締結したSusHi Tech Tokyo 2025 に関する基本協定第23条に基づき、SusHi Tech Tokyo 2025 において実施されるプログラム（以下、「本プログラム」という。）における契約の公正性及び透明性を確保することを目的として、契約管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、実行委員会が締結する予定価格が100万円以上の契約につき、契約手続に参加する者及び契約相手に関する適格性の確認、提案内容の審査等を実施する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員（以下、総称して「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 委員長は、東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室の理事級又は参事級の職にある者をもって充て、実行委員会委員長が任命する。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員の任命並びに解任は、委員長が決定するものとする。ただし、実行委員会委員と特別な利害関係（配偶者及び二親等内の親族、実行委員会委員が経営に関与する法人との間に多額の金銭の授受を伴う取引又は契約が存在する関係等、契約の審査の公平性又は公正性に疑義を生ぜしめる関係をいう。）にある者は委員となることができない。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故のあるときは、委員長が予め委員の中から指名する者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の招集は、別表2に定める審議区分への参加が求められる種別の委員に対し、委員長が行う。

2 委員会は、前項の審議に参加すべき委員等の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、他の委員等の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。また、審議に参加すべき委員等の過半数の同意があるときは、書面による持ち回りの方法により決定することができる。

3 委員会の議事は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合には委員長の決するところによる。

（委員会の事務）

第6条 委員会の事務は、SusHi Tech Tokyo 2025 実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）が処理する。

（謝金の支払）

第7条 事務局は、委員に対し謝金を支払うことができる。

（その他）

第8条 本要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月 日から施行する。

別表1

種別	属性	人数
委員Ⅰ	実行委員会の委員（委員長及び副委員長を除く。）又は委員の所属する団体の役職員	複数名
委員Ⅱ	大学教授、公的機関の管理監督職、スタートアップ経営者等スタートアップビジネスに明るい者	複数名
委員Ⅲ	弁護士、公認会計士など公契約に明るい者	複数名

別表2

審議区分	審議に参加する委員等
提案内容審査	委員長、委員Ⅰ及び委員Ⅱ
契約締結前審査	委員長及び委員Ⅲ